

令和7年度賦課金及び転用決済金について

令和7年度美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区の賦課金の徴収額・徴収方法及び徴収時期等を、次のとおり定める。

1. 賦課金の徴収額

経常賦課金は、次による。

ただし、賦課金の算出にあたって、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(1) 経常賦課金

田・畑 10アール当たり 4,500円

2. 徴収方法

口座振替、もしくは現金納付（納付書での支払）とする。

3. 賦課基準日

令和7年4月1日とする。

4. 賦課金の徴収期限

賦課金の徴収期限は、令和7年9月1日（月）とする。

5. 過怠金の額

過怠金の額については、定款第32条3項の規定により美濃加茂市税外収入の督促手数料および延滞金徴収条例によることとする。

6. 農地転用決済金の額は、1㎡あたり200円とする。